

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年3月16日（第10日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和5年平泉町議会定例会3月会議10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、議案第2号、平泉町個人情報保護法施行条例を議題といたします。

本案について担当課の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書4ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町個人情報保護法施行条例についての補足説明をいたします。

この条例は、国において、デジタル社会形成基本法が令和3年に施行され、それに基づいて、このたびデジタル社会の形成を図るための関係法律が整備されたところではありますが、その一つであります個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、本町における同法の施行に関し、必要な事項を定めるために制定しようとするものでございます。

本町における個人情報の取扱いにつきましては、これまで平泉町個人情報保護条例により独自に運用してきたところではありますが、令和5年4月からは、地方公共団体等も個人情報の保護に関する法律が適用されることになり、国、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いが統一のルールの下で運用されていくこととなります。

これによりまして、令和5年4月から、本町における個人情報の取扱いにつきましては、国の個人情報の保護に関する法律及び今回制定する平泉町個人情報保護法施行条例により運用していくこととなります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条では、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めること、第2条では、用語の定義及びこの条例が適用される実施機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定めるものです。

第3条では、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について、第4条では、開示請求に関わる手数料等について、手数料は無料としますが、交付に要する実費について負担いただくこと、第5条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くための審査会への諮問について、第6条では、条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めようとするものです。

また、附則では、第1条で、この条例の施行日を令和5年4月1日とすること、第2条では、この条例の施行に併せて、現行の条例である平泉町個人情報保護条例を廃止すること、第3条から第5条では、経過措置として、現行の条例の施行期間である令和5年3月31日以前に知り得た個人情報の取扱いについて不当に利用してはいけないことや、個人情報の開示等を現行条例の規定に基づき対応すること、4月1日以降の罰則について、現行条例に基づき審査会に諮問のあった内容は、この条例施行後の審査会に諮問があったものとみなし、調査、審議することなどを定めようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

この条例は理解をいたしました。それで、関連なのです。

昨日あたりですか、いわゆるフィリピンから特殊詐欺事件の犯人が移送されたということで、自治体の名簿が多いということに驚きました。流出した、今回の事件に使われた名簿が、市町村から出ているという、これが多いという報道もされていました。そういう点で、当町の基本的なそういった情報保護では大丈夫なのかというのが1つ。

それから、もう一つは、大阪だったと思いますけれども、捜査の目的だとして警察から、何市だったかな、1万数千人の名簿を警察に渡したと。そのことについての、捜査の対象であれば、そのことは公表しなくてもいいということになっているのですが、それについてやっぱり市民から、それって大丈夫なのかと、警察とはいえというようなことがあったのです。そういう点では、どういう対応をするのかと、この2点について伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

個人情報の提供については、ごく限られておりまして、改正個人情報保護法によりまして、行政機関等匿名加工情報等の提案募集制度というものが制定をされておりますが、これは経過措置としまして、当分の間、することができるということで読み替える規定となっております。当町においては、この制度を導入する予定は今のところございませんので、民間事業所等に個人情報を提供するという予定はございません。

なお、捜査に対する情報提供については対象外ということになりますが……

すみません、もう一度、2個目の質問のほうをお願いしてよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

大阪の高石署と、高石市というところであったことで、いわゆるこういった事件が起きてきたので、そういった高齢者とか、そういう人の安全を確保の目的で、警察が名簿の提供を求め、市が1万数千人の名簿を出したということだったのですが、ただ、捜査目的ということで公表にしないでいいということなのです。しかし、それにしても個人情報が勝手に流れるということになるので、それはどうなのかと、やっぱりそれはちゃんと警察に言ったとかと、そういったことも透明性を図るべきだというようなことで、今、問題になっているということでした。

それから、もう一つが、いわゆるセキュリティー上というか、結局、情報を職員が持ち出したとかというものの結構あるのです。そういうふうなときに、例えばUSBを使えなくするとか、そういったこともしながら、そういった個人情報の流出を防いでるという、その辺のところもちゃんとしっかりしているのかなということだったのであります。以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

法律によりまして公表対象外であるものにつきましても、そういった情報の提供についての開示請求があれば、今回、新しい法律に基づきまして、これまでは条例に基づいて町の審査会で審査をしておりましたが、4月1日以降は一律に国の個人情報保護委員会で審査をするということになりますので、国のそういった機関によって審査をしていくということになります。

それから、町職員のセキュリティー対策につきましては、町のセキュリティーポリシーを作成しておりまして、個人情報の取扱い、日々の管理について規定をしているところがございますので、毎年職員研修を行うとともに、物理的にUSBを挿しても情報が取れないような対策もしておりますので、引き続き、そういう対策を取ってまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第2、議案第3号、平泉町個人情報保護審査会条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町個人情報保護審査会条例についての補足説明をいたします。

この条例は、議案第2号で議決いただきました平泉町個人情報保護法施行条例の施行に当たり、現行の条例であります平泉町個人情報保護条例が廃止されますことから、現行条例において規定している個人情報保護審査会に関わる規定を新たに条例として制定し、これまでと同様に、個人情報の取扱いの公平かつ適正な運営を確保するために制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条では、個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を確保するために審査会を置くこと、第2条では、審査会の所掌事務として、平泉町個人情報保護法施行条例に基づく調査、審議、今後制定される予定であります平泉町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく調査、審議を行うこと、第3条では、審査会の委員は5人以内とし、その任期は2年とすることなど、第4条では、条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めようとするものです。

また、附則では、この条例の施行日を令和5年4月1日とすること、経過措置として、現行条例による審査会の委員だった者は、引き続き委員の任命を受けたものとみなすこと、この条例の施行日前でも審査会の委員を任命できることを定めようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第3、議案第4号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

それでは、議案書9ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、行政組織の見直しを行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

参考資料の1ページをご覧ください。

議案第4号参考資料、平泉町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

第1条では、平成24年2月1日から設置されております放射線対策室について、近隣市町の対応の動向を踏まえまして、単独の行政組織としての役割を終えたものと判断されますことから、条文から削り、廃止しようとするものでございます。

第2条では、国において、令和2年12月に自治体DX計画を策定し、令和7年度までを計画期間と位置づけたことに伴いまして、当町におきましても、令和4年度より総務課に自治体DX係を設置しておりまして、令和5年度から、本条例において総務課の分掌事務に自治体DXに関することを明確に位置づけ、追加しようとするものでございます。

また、放射線対策室を廃止することに伴いまして、放射線対策に関することの事務分掌につきましても、町民福祉課に移管しようとするものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

現在、専任者が放射線対策室に配置をされて業務を行っているわけですが、現在その対策室で行っている業務全てが町民福祉課に移管をされるということですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

放射線対策に関することに関しましては、実際、放射能の測定を行うというような実務的な調査業務がございます。こちらは現在、会計年度任用職員が担っておりまして、それを町民福祉課の係として移管を行うということで、基本的には町民福祉課で担当することになります。現状で申し上げますと、それを例えば農産物とか学校給食等の食材等の放射能測定というようなこともございまして、その辺は関係する農林振興課あるいは教育委員会等と連携しながら取り組むといったようなことも必要となってきたことではございますが、基本的には放射線対策に関することという分掌につきましては、町民福祉課に移管するということが基本としております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

よくのみ込めないのでもございますが、放射線対策室が現在まで担ってきた業務で、継続してやらなければならない業務、逆に言うと、もうしなくてもいいよという業務というのがないものだというふうに私は認識をしています。今、課長言われましたように、例えば農産物あるいは学校給食の放射線量の混入率の測定とかってありますよね。農産物でいえば、タケノコなどはまだ駄目ですよ。原木シイタケも駄目ですよ。そういうものについてのこれからの業務は、今の話ですと、農林振興課などと連携して行っていくということなのですが、そうであれば、町民福祉課の職員と農林振興課の職員が一緒になってやっていくということでしょうか。

もっと言い方を変えれば、専任業務として担っていた放射線対策室業務を町民福祉課に移管することに伴って、町民福祉課に要員配置がされるのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

現行の体制は維持するというか、業務の推進は維持するということですが、放射線対策室というものを1つの係として町民福祉課に、現行でも町民福祉課の職員が放射線対策室の職員を兼務

しているというような現状がございますので、これを兼務という形ではなく、当然、室を廃止するわけですから、町民福祉課ということでの位置づけに統合するということにご理解いただければというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

会計年度任用職員を配置をしてまで行わなければならない放射線対策業務でしたよね。その対策室を廃止をする。その対策室に配置をされていた職員は、廃止に伴って、その所属はどこになるのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど会計年度任用職員のお話をさせていただきましたけれども、基本的には、現行の調査に対応する体制につきましては維持しますので、それに必要な職員も町民福祉課の中に配置する予定としております。つまり、測定をする業務を担う職員を、会計年度任用職員として配置するというようなことで予定をしております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

それは、実質的に、町民福祉課の所要員数が増えるということではないのですよね。なぜならば、課長の先ほどの答弁では、兼務で放射線対策室に配置をしていたという言い方ですから。

そうすると、私が心配するのは、4月以降の町民福祉課の全体の超過勤務時間にどのような変化が生ずるかということが非常に興味深くなってくるのですが、今回の対策室の廃止に伴って、町民福祉課の超過勤務労働というのが増えるということはありませんね。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

説明不足のところがあるかもしれませんが、現在、町民福祉課長が放射線対策室長を兼ねておりますけれども、同じく課長補佐も室長補佐を兼ねまして、担当職員も兼務ということで、3人の正職員が兼務で対応させていただいていますし、そして、会計年度任用職員が放射線対策室という形で常時、電話を回線を別にして対応しているというようなところでございますが、こちらの職員について、町民福祉課のほうの所属となりますので、実質的には人数が変わらないということでございますので、業務的には以前と体制としては変わりませんので、その時間外等が増えるといったような要素としては考えられてはございません。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第4、議案第5号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長(岩渕嘉之君)

それでは、議案書10ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に係る費用の限度額が引き上げられたことに準じまして、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に係る費用についても同様の取扱いとするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

参考資料の2ページをお開き願います。

議案第5号参考資料、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

第4条では、借入契約であります選挙運動用自動車の使用料及び燃料費に係る公費負担の限度額について、使用料については1日当たり1万5,800円から1万6,100円に、燃料費につきましては7,560円から7,700円に引き上げようとするものでございます。

3ページでございます。

第8条では、選挙運動用ビラの作成費に係る1枚当たりの単価に係る公費負担の限度額につきまして、7円51銭から7円73銭に引き上げようとするものでございます。

第11条では、選挙運動用ポスター作成費の1枚当たりの単価に係る公費負担の限度額につきまして、印刷費の単価の計算過程で基礎となります525円6銭を541円31銭に、経過過程上で企画費に当たる加算額につきましては31万500円から31万6,250円に引き上げようとするものでございます。

なお、この条例につきましては公布の日から施行し、公布の日以後、この期日を告示される町議会議員選挙または町長の選挙から適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第6号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書11ページをお開き願います。

議案第6号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、国、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえまして、特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

議案第6号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第3条におきまして、これまで100分の160であった期末手当の支給率を100分の165に改正しようとするものでございます。

今回の改正によりまして、期末手当の支給率は、6月支給分、12月支給分それぞれ0.05月、合わせて0.10月引上げとなりまして、年間3.20月から3.30月となるものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第7号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書12ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

改正を行おうとする経緯といたしまして、令和4年10月の岩手県人事委員会による職員の給与

等に関する報告及び勧告におきまして、一般職の勤勉手当を年0.10月分引き上げる勧告に併せ、勤勉手当制度がない会計年度任用職員に向け、一般職の職員との均衡を考慮するため、期末手当の支給月数を検討するよう示されたことを受けまして、県内市町村の動向を勘案し、今般、町におきましても、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものでございます。

なお、改正内容について、平泉町職員組合と労使交渉を行い妥結した内容によりご提案させていただきます。

参考資料の6ページをお開き願います。

議案第7号参考資料、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第13条では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を規定しておりまして、これまで一般職の職員の支給率を準用し、読替規定の手法を用いて運用してきたところでありまして、今般の改正において、一般職の職員の支給率100分の122.5を100分の127.5に読み替え運用しようとするものでございます。

第23条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を規定しておりまして、これまで第13条と同様に、一般職の職員の支給率を準用し、読替規定の手法を用いて運用してきたところでありまして、今般の改正におきまして、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の取扱いと同様に、一般職の職員の支給率100分の122.5を100分の127.5に読み替え運用しようとするものでございます。

今回の改正によりまして、期末手当の支給率は、6月支給分、12月支給分それぞれ0.05月、合わせて0.10月引上げとなりまして、年間2.45月から2.55月となるものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。パートタイム会計年度任用職員の期末手当については、週何時間以上勤務の方が該当するのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

ご質問の趣旨は、対象になる、ならないの条件ということで理解しておりますが、受給条件といたしましては、週15時間30分以上かつ任期6月以上の任用期間の発令がある者といたしまして、これらの条件を満たしている方で、基準日以前、基準日というのは6月支給であれば6月1日ということで、1か月以内に退職をされた者、つまり5月に退職された方であっても、その間、そ

の前に6月以上、所要の要件を満たしていれば、退職者についても支給がされるという、そのような条件となっております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

では、4月に新規採用された方は受け取れるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

この制度が始まったときもそうでしたけれども、4月1日からの任用については、先ほど申し上げた要件がまだ満たされていないということから、任用期間が6月以上というようなことであれば減じたり、場合によっては短期間であれば支給されないといったような、そういう判断を個別に行うということでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

採用時の採用条件の説明には、この部分もきちんと説明するのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

募集時点では、詳細については、問合せをいただいてご説明するというようなこととしており、なお、応募をいただいて、つまり任用通知を行う際は、その詳しい説明を行うということでございますので、応募段階での詳細につきましては、別途こちらでお問合せいただいた方に説明していくというような、何というのでしょうか、情報の開示の仕方をしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第8号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

それでは、議案第8号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書13ページをお開きください。

本件条例改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、施設における児童の安全確保等に係る規定を整備するための所要の整備を図るものであります。

参考資料の7ページ、議案第8号参考資料をお開きください。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

第6条、保育所等の連携の第1項中の現行の下線部分「第7条第1項」は、改正後の「次条第1項、第7条の3第2項」に改め、現行の「第3項まで」の次の下線部分は、改正後の「並びに附則第3条」を加え、また、現行の「保育所」の次の「幼稚園」、「又は認定こども園」は、法令を明確にするために、改正後においては法令を明記し、改めるものであります。

第7条、家庭的保育事業者等と非常災害対策第2項の次に、改正後においては、第7の2、安全計画の策定等を加えたものであります。

第1項として、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、各事業所等ごとに設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取り組み等を含めた事業所等での生活、その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練のその他安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないこととしたものであります。

第2項として、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならないこととしたものであります。

第3項として、利用乳幼児の安全の確保に関して、保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しなければならないこととしたものであります。

第4項として、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする事としたものであります。

次に、改正後の第7条の2の第4項の次に、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認

を加えたものであります。

第1項として、利用乳幼児の事業所外での活動、取り組み等のために移動、その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼、その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないこととしたものであります。

第2項として、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし防止をする装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならないこととしたものであります。

第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設置及び職員の基準の現行の「設置するときは」、次の下線部分は、改正後の「その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、また、現行の下線部分「ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。」を改正後は削除するものであります。

第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する現行の規定については、国の基準の一部改正を踏まえて、改正後においては削除するものであります。

第14条、衛生管理等の第2項中の現行の下線部分「必要な措置を講ずる」は、改正後の「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第13条の改正規則は公布の日から施行するものであります。

また、改正後の第7条の3第2項の規定の運用については、令和6年3月31日までの間は経過措置とするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

現在の利用乳幼児の見落とし防止のための取り組みというのは、どのようなものがあるのか。

そして、このブザーが遅くとも令和6年3月31日までに備えないといけないということですが、いつ頃つけるのか。

そして、もう一つが、安全計画の策定とありますが、現在その安全計画の構想がありましたらお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今回の条例改正の部分をお話させていただきますが、これは平泉町の家庭的保育事業等

の設備というふうなことで、2歳未満のいわゆる乳児を扱っている施設における条例改正になります。ですので、現在の幼稚園、保育所等につきましては、保育所長のほうから、その状況について説明をしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

申し訳ありません。1番目の質問をもう一度お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

現在の見落とし防止のための取り組みがどういったものがあるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

乳幼児の見落とし防止というところなのですけれども、ゼロ歳児に関しては、30分ごとに午睡時には確認をして記録を取っているというところで、午睡時については見落とし防止の確認をしております。

それから、スクールバスについてなのですけれども、スクールバスの見落としについては、担当の職員が乗車時に名簿を持って点呼を取りながら確認をしております。また、最後のチェックのところでは、運転手、それから添乗員がダブルチェックを行っております。

そのほかにも、欠席の連絡がない場合には、9時半までに連絡がない場合は、そのご家庭に園のほうから連絡を取っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

2つ目の質問の安全計画の策定ということについて。

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

安全計画につきましては、両施設とも、毎年見直しを行いながら安全計画を作成しております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第8、議案第9号、平泉町立児童館設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第9号、平泉町立児童館設置条例を廃止する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書16ページをお開きください。

今回の条例は、志羅山児童館について、平泉町放課後児童健全育成事業による児童クラブの設置や平泉町学習交流施設エピカの整備などによる児童の福祉教育施設の充実が図られたことと、一方では、児童館の利用者が年々減少してきている現状を踏まえ、志羅山児童館としての役割がほぼ終了したものと考え、設置条例を廃止するものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第10号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第10号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書17ページをお開きください。

本件条例改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、施設における児童の安全確保等に係る規定を整備するための所要の整備を図るものであります。

参考資料10ページ、議案第10号参考資料をお開きください。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

第6条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策第2項の次に、改正後においては、第6の2、安全計画の策定等を加えたものであります。

第1項として、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取り組み等を含めた事業所での生活、その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないこととしたものであります。

第2項として、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならないこととしたものであります。

第3項として、利用者の安全確保に関して、保護者と連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しなければならないこととしたものであります。

第4項として、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこととしたものであります。

次に、改正後の第6条の2第4項の次に、第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認として、利用者の事業所外での活動、取り組み等のための移動、その他利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼、その他利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないことを加えたものであります。

第12条、虐待等の禁止の次に、改正法においては、第12条の2、事業継続計画の策定等を加えたものであります。

第1項として、事業所ごとに感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたものであります。

第2項として、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととしたものであります。

第3項として、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとしたものであります。

第13条、衛生管理等の第2項中の現行の下線部分を「必要な措置を講ずる」は、改正後の「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」ものに改めるものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、改正後の第6条の2、安全計画の策定等については、経過措置として、施行の日から令和6年3月31日までの間は努力義務とするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この計画を、安全計画あるいは業務継続計画を放課後の児童クラブというところの運営に、そういった形の指導を今後は担当課もしていくということになるのだと思うのですが、なかなか指導員の人数もぎりぎりのところで、こういった運営の中に、もちろん児童の安全、それが最優先ではありますし、全国的にもいろんな見落としとか、そういったところでの事故も発生しているということで、こういう安全対策というような形になっていると思うのですが、職員への負担、そういったところの支援も考えているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

このような計画を策定していく上で、当然、現場のほうの職員に新たな負担というか、しかしながら、一方では、当然これはやらなければいけない事案かと思っております。1年間の経過措置はございますが、いずれ業務的にも、職員の配置につきましては、現状さえ職員が不足していると、なかなか土曜日も開けないような状況でございますので、まず、そちらの人員の配置に向けた募集を引き続き行いながら、こちらの業務につきましても、今、当然やっていかなければいけないこととございますので、それを進めていくよう、当課としても協力しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第10、議案第11号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長 (千葉光祉君)

議案第11号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書19ページをお開きください。

本件条例改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るものであります。

参考資料の12ページ、議案第11号参考資料をお開き願います。

新旧対照表により、改正の内容についてご説明いたします。

第4条、利用定員、第6条、正当な理由のない提供拒否の禁止等、第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力、第8条、受給資格等の確認、第13条、利用者負担額等の受領、第15条、特定教育・保育の取扱方針、第20条、運営規程、第35条、特別利用保育の基準、第36条、特別利用教育の基準及び第37条、利用定員の各条項中の現行の下線部分を、改正後の下線部分に改めるには、こども家庭庁設置法に施行に伴う関係法令の整備に関する法律により、各種法令が改正され、改正法令を引用しているために生じる条項のずれを整備するものであります。

また、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する現行の規定については、国の基準の一部改正を踏まえて、改正後においては削除するものであります。

原則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第26条の改正規定は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

千葉平泉保育所長から発言の申し出がありましたので、お願いいたします。

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

議案第8号のところで、先ほどの答弁での補足説明をさせていただきます。

スクールバスの利用につきましては、幼稚園の登降園の際に利用しているものでございます。

保育所でのバス利用はございません。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第12号、平泉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第12号、平泉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書21ページをお開きください。

本件条例改正は、国の子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を図るものでございます。

参考資料の19ページ、議案第12号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

第1条、設置及び第2条、所掌事務の条項中の現行の下線部分を改正後の下線部分に改めるのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律により、各種法令が改正され、改正法令を引用しているために生じる条項のずれを整備するものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第12、議案第13号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第13号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書22ページをお開きください。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴い、現在の出産一時金40万8,000円を8万円引き上げ、48万8,000円に改めるための所要の整備を図るものでございます。

参考資料の20ページ、議案第13号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

第5条第1項中の現行の下線部分「408,000円」は、改正後の下線部分「488,000円」に改めるものであります。

改正後の第5条第1項につきましては、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとするに改めるものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、経過措置として、施行日前に出産した被保険者に係る平泉町国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書23ページをお開き願います。

議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間の計画期間として策定しておりますが、その計画変更に当たり、このたび県との変更協議が整いましたので、議決を得ようとするものです。

議案書24ページをお開き願います。

別紙、総合整備計画書によりご説明いたします。

戸河内辺地は、字泉ヶ城など8つの字の区域であり、5年間ごとの辺地総合整備計画に掲載することで、道路や水道、消防施設等の整備をするに当たって、優位な辺地対策事業債を活用することができるものです。

このたびの第2次変更では、3公共的施設の整備計画のうち、消防施設に関して、令和5年度に実施予定である消火栓新設工事の事業費において、物価高騰をはじめ燃料費、人件費など工事諸経費の値上がり分として60万円を増額するものです。

変更箇所は、消防施設の事業費が140万円から60万円増の200万円に、また、財源内訳の一般財源及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額につきましても、同様に140万円から60万円増の200万円にそれぞれ変更し、これに伴って合計額もそれぞれ記載のとおり変更しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第14、議案第15号、町道の路線認定に関し議決を求めることを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

議案書25ページをお開きください。

議案第15号、町道の路線認定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

本年度、県道平泉停車場中尊寺線の道路整備、無電柱化整備が完成することに伴い、平成19年度、県との協議に基づき、その県道の一部を町道として認定を行おうとするものであります。

議案書26ページの認定路線網図をお開きください。

認定路線につきましては、路線番号18、中尊寺通り線、延長957.74メートルを新たに認定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

中尊寺通りですが、植樹された樹木の環境美化維持管理について対応を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

道路上にあります樹木につきましては、位置づけは町道としての管理という施設にはなりません。

ただ、町として行ってはまいります。地域の方々のご協力もいただければ幸いです。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

もちろん地域でもやろうと思っています。

そして、また、もう一点伺います。街路樹の破損などの懸念もあると思うのですが、これにつ

いて伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

街路樹の破損、壊れているということ……

（「懸念」の声あり）

大変失礼いたしました。街路樹が、つまり通行人、支障になるのではないかと……

（発言する声あり）

議 長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

街路樹も立派に出来上がっているのですが、これから、車がぶつかったりして破損する危険があるのですけれども、そういう場合の対応についてです。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

街路樹も地域の方々から要望を受けて設置したものでございます。そこについては、通行については気をつけていただくと、町として安全対策が取れるものがあれば、それは取らせていただきたいと思えます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

9 番、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

今回は花立線が中尊寺線に変わるということですが、その今、工事予定となっております中尊寺の上り口の整備をしていくわけなのですが、これは4号までの、旧国道4号までの接続する部分までであるのですが、その後、上り口の分、整備終わるとその辺も変わってくるのかと思えますけれども、上り口の分はどのような名前になるのですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

県道平泉停車場中尊寺線から月見坂のところまでの道路ということになるかと思いますが、当面はあそこは衣関線という位置づけで考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第15、議案第16号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

議案書27ページをお開き願います。

議案第16号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

岩手県市町村総合事務組合は、昭和27年設立の岩手県消防補償等組合、昭和32年設立の岩手県市町村職員退職手当組合、昭和45年設立の岩手県市町村交通災害共済組合、以上の3組合が平成元年に統合し、発足した組合で、現在、県内全市町村と22の一部事務組合、3つの広域連合が構成組織となっております。

このたび、令和5年3月31日をもちまして、構成組織の一つであります岩手県沿岸知的障害児施設組合が解散することに伴いまして、岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、また、令和5年4月1日から盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること、このことに伴い、岩手県市町村総合事務組合同約を、議案書28ページ記載の別紙のとおり変更することに関しまして、地方自治法の規定によります議決を求めようとするものでございます。

参考資料の21ページをお開き願います。

議案第16号参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

別表1、第2条関係では、盛岡地区広域消防組合から岩手県後期高齢者医療広域連合までの25組織について、岩手県沿岸知的障害児施設組合を削除し、盛岡広域環境組合を加え、改正後におきましても25組織とし、改めようとするものでございます。

また、別表2、第3条関係では、共同処理する団体の欄中「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第17号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書29ページをお開き願います。

議案第17号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明をさせていただきます。

30ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税48万3,000円の減、1 項町民税586万8,000円の減、3 項軽自動車税17万円の減、4 項町たばこ税445万5,000円、5 項入湯税110万円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税4,612万5,000円、これは普通交付税の増額でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金98万7,000円、これには児童クラブ利用料金（現年度分）58万3,000円が含まれております。

13 款使用料及び手数料15万7,000円、1 項使用料23万2,000円、2 項手数料7万5,000円の減。

14 款国庫支出金6,264万円の減、1 項国庫負担金2,717万8,000円の減、これには児童手当負担金677万8,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金3,495万3,000円の減、これには新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,542万9,000円の減額が含まれております。

3 項委託金50万9,000円の減。

15 款県支出金1,613万8,000円の減、1 項県負担金360万3,000円の減、これには後期高齢者医療制度保険基盤安定事業費負担金226万2,000円の減額が含まれております。2 項県補助金1,122万6,000円の減、これには農地利用最適化交付金371万5,000円が含まれております。3 項委託金130万9,000円の減。

16 款財産収入、1 項財産運用収入15万5,000円の減。

17 款寄附金、1 項寄附金669万9,000円、これには指定寄附金619万6,000円が含まれております。

31 ページでございます。

18 款繰入金2 億1,186万6,000円の減、1 項基金繰入金2 億1,446万6,000円の減、これには財政調整基金繰入金2 億1,140万6,000円の減額が含まれております。2 項特別会計繰入金260万円、これは町営駐車場特別会計繰入金でございます。

20 款諸収入152万9,000円、1 項延滞金、加算金及び過料60万円の減、2 項町預金利子2,000円、5 項雑入212万7,000円。

21 款町債、1 項町債770万円の減、これには農村地域防災減災事業880万円が含まれております。

歳入合計補正額2 億4,348万5,000円の減。

32 ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費357万1,000円の減。

2 款総務費2,564万9,000円の減、1 項総務管理費1,553万5,000円の減、これには非常用発電設備更新改修設計業務委託料645万7,000円の減額、ふるさと応援寄附金、失礼、ふるさと応援寄附基金積立金600万円が含まれております。2 項徴税費236万4,000円の減、3 項戸籍住民基本台帳費176万4,000円の減、これにはコンビニ交付システム導入委託料176万円の減額が含まれております。4 項選挙費565万円の減、5 項統計調査費24万6,000円の減、6 項監査委員費9万円の減。

3 款民生費4,608万5,000円の減、1 項社会福祉費931万8,000円の減、これには電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金750万円の減額が含まれております。2 項児童福祉費3,676万7,000円の減、これには児童手当費957万5,000円の減額が含まれております。

4 款衛生費6,656万1,000円の減、1 項保健衛生費6,414万7,000円の減、これにはワクチン接種委託料1,541万7,000円の減額が含まれております。2 項清掃費241万4,000円の減、これには一関地区広域行政組合負担金216万4,000円の減額が含まれております。

5 款労働費、1 項労働諸費24万円の減。

6 款農林水産業費1,030万7,000円の減、1 項農業費553万6,000円の減、これには多面的機能支払交付金519万9,000円の減額が含まれております。2 項林業費477万1,000円の減、これには森林病虫害等防除委託料284万8,000円の減額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費1,608万5,000円の減、これには文化観光振興基金積立金190万円の減額が含まれております。

8 款土木費3,649万6,000円の減、1 項土木管理費90万円の減。

33ページでございます。

2 項道路橋梁費1,857万1,000円の減、これには橋梁修繕工事費799万7,000円の減額が含まれております。3 項河川費235万5,000円の減、4 項都市計画費946万8,000円の減、これには下水道事業会計補助金732万1,000円の減額が含まれております。5 項住宅費520万2,000円の減、これには高田前団地排水設備工事費346万1,000円の減額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費960万8,000円の減、これには消防事務委託負担金627万8,000円の減額が含まれております。

10 款教育費2,703万3,000円の減、1 項教育総務費926万9,000円の減、これには教育用メールサーバー更新業務委託料700万円の減額が含まれております。2 項小学校費87万3,000円、3 項中学校費101万4,000円の減、4 項幼稚園費344万3,000円の減、これには施設給付費168万9,000円の減額が含まれております。5 項社会教育費1,138万円の減、これには「平泉の文化遺産」に係る費用負担金85万4,000円の減額が含まれております。6 項保健体育費280万円の減、これには長島体育館アリーナ照明LED化工事費260万円の減額が含まれております。

11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費185万円の減。

歳出合計補正額 2 億4,348万5,000円の減。

次に、34ページをお開き願います。

第2 表繰越明許費でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、肥料価格高騰対策支援事業298万4,000円。

10 款教育費、2 項小学校費、こどもの安心・安全対策支援事業64万3,000円。

以上2 事業、合計額362万7,000円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、35ページ、第3 表債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、事項は令和4 年度平泉町企業奨励条例に基づく資金の借入金に対する利子補給でございます。期間は令和5 年度から令和7 年度まで、限度額は借入金1 億2,500万円に対する利子補給、年利1.5%以内、500万円以内の額でございます。

次に、36ページ、第4 表地方債補正の変更でございます。

起債の目的、事業別に説明いたします。

非常用発電設備更新事業につきましては、変更前の限度額1,210万円を変更後の限度額520万円に、農村地域防災減災事業につきましては、同じく限度額190万円を1,070万円に、かんがい排水事業につきましては、同じく限度額300万円を250万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、同じく限度額200万円を180万円に、道路橋梁改良事業につきましては、同じく限度額7,400万円を6,970万円に、緊急浚渫推進事業につきましては、同じく限度額1,480万円を1,390万円に、公営住宅改修事業につきましては、同じく限度額2,250万円を2,100万円に、小型動力ポンプ付積載車購入事業につきましては、同じく限度額800万円を730万円に、水道事業会計出資金につきましては、同じく限度額2,780万円を2,630万円にしようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。46ページの繰入金についてですけれども、補正額が2億1,140万6,000円、補正前の額が3億4,780万3,000円、3分の2近くが要らないって戻ってきています。これ予算、厳正に立てられたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、今回の補正の概要といたしましては、それぞれ事業の終了による精算に伴います減額補正といったものがございます。その中で、国庫補助金補助事業、こういった事業につきましては、コロナワクチン接種事業をはじめとし、いろいろな経済対策事業、給付金事業等を行ってまいりましたけれども、その事業の終了に伴いまして、補助率に達しない部分は一般財源として財政調整基金を繰り入れて事業費を予算を編成してきております。

したがいまして、この補助事業の終了、事業費の減額に伴いまして、その分の財政調整基金を、精算に伴いまして残余が出た部分につきまして戻し入れるというような対応としております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

歳入でいえば41ページの国庫支出金の部分、それから43ページの県支出金あって、それで、歳出でいうと61ページ、3款民生費、2項児童福祉費、低所得者の子育て支援のことがありまして、トータルで700万円だったかな、40万円ほど減額になっておりますけれども、もちろん一程度、対象はこのぐらいかということで予算を見積もったと思うのですが、結構使われていないという

か、予算執行されていないという理由ですね。なかなか今は経済状況あるのですけれども、そういった生活困窮といますか、そういったところにちゃんと届いていなかったのか、そもそもそういう状況になかったのかというところがよく分からないのですが、分かれば説明願います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

61ページの2目児童措置費の18節負担金補助及び交付金のところの、まず、いわて子育て世帯臨時特別支援金につきましては、対象者人数を1,020人というふうに捉えておりました。実際、支給に至ったのは、2段になっていますが、上段のほうは913人、下段のほうは926人、これを岩手県の補助で1人当たり1万5,000円の補助でございましたが、当町のほうでは上乗せ1万5,000円をして3万円で給付したところです。

これらにつきましては、もともと1,020人という想定も、出産も含めて想定した人数でございました。児童手当をもらっているお子さんにつきましては、みんなプッシュ式でやっておりますので、100%全部届いているかというふうなところについては、分かり得ないところもございますが、この部分につきましては、もともと予算の想定を少し高めにしておりましたので、ほぼ行っているのではないかなというふうに考えております。

それから、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、これにつきましては100人ほどを想定しておりましたが75名。これにつきましても、対象者が100ではなく、もう少し低い数字でございました。予算を多めにとというのは、家計急変などの申請もございましたので、そういった部分を含めて出しておりましたので、これについても、ほぼ行き渡っているのではないかなと考えております。

それから、子育て世帯への臨時特別給付金、どちらとも30万円ずつなのですが、これは令和3年度の事業ですが、令和4年3月に生まれた子供に対して、届出が4月にしかできないという部分で、新たにここに予算を計上した際に、7名分の35万円で予定していたのですが、3月に生まれた方は、お一人しか対象にならなかったということで、この部分については、その対象がいなかったということで減としたものでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

53ページの7目交通安全対策費で7節報償費、減額の43万9,000円、交通指導員謝金、なぜ減額なった理由をお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

53ページの7目の報償費、交通指導員の謝金ですが、この謝金につきましては、平泉町の交通指導隊の定数が12名ということで予算を計上させていただきましたが、実際のところ出入りがありました。途中で退団された方、途中から入って来られた方がいて、もともと2名分については不用額になっておりました。その不用額というのが、隊員1人当たり17万5,500円という金額になっておりましたので、この43万9,000円のうち35万円ほどは、もともと隊員が不足していた部分として不用額になったところでございますし、あわせて、途中退団された方などいたので、その分として不用額になったというところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

続きまして、54ページの8目諸費の14節工事請負費32万8,000円の減額、防犯灯設置等工事費なっていますが、どこの防犯灯でしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

こちらは、どこと申しますか、今年度、必要な防犯灯の設置箇所をそれぞれの地域、防犯協会という組織をしておりますし、行政区長を通じて要望を行っていく中で、防犯協会が行う事業と、東北電力とかユアテックから寄贈いただいた10基の防犯灯がございまして、これらを併せて使いまして、必要な箇所には全て設置しております。そのために、こちらの諸費で計上していた残金が出たということでございます。

したがいまして、必要な工事は終わっているものというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございせんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

今の同僚議員の質問だったのですけれども、防犯灯の設置工事費が浮いたよというのは、結構な要望が町内にあると思うのです。そこら辺を伺って、1基当たりお幾らするのか分からないですけれども、これに近い金額まで設置工事に当たり得たのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうに対処したのですか。要は、防犯灯の設置要望がどこまで届いているのかという話です。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

防犯灯の設置場所につきましては、防犯協会、それぞれの地区にもいろいろと会費を納めてい

ただいております、その協会をつくって、その中での運用ということで、各区、その組織の中で検討していただいた上で要望を出していただきますので、それぞれ地域から出されている要望につきましては、今年度受けている分については順次実施しているところでございますし、今後そのような見通しでございます。

それで、額的には、大体10万円とかというような形での対応になるかというふうに思いますので、ここでいいますと、3基ほどぐらいの予算が今年度は残ったということでございます。来年度以降も同じような形で、町のほうでの事業、あるいは防犯協会としての設置、これらは、それぞれの事業の基準みたいなもので、あるいは寄附をいただいているようなものも振り分けるためには、例えば電力会社のものであれば、その電力柱とか、そういったことの近くになればいけないとか、そんないろんな条件のある中で、それぞれ事業を振り分けながら各要望に対応してまいりたいと思いますので、それこそ、こちらではおおむね要望を受けているというふうには、そういうふうに認識はしておりますが、さらにまた別な要望等があれば、それぞれの行政区とか、それぞれの地区を通じて上げてきていただくようにお話ししているところでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

実は、従来、防犯灯を設置してある場所によっては、非常に光量が少ないとかで、あまり防犯灯の意味をなしていないとかというお話を伺ったりするのです。そういうところのも、改造というか改善とか、それから、長島地区などはどんどんお子さんたち少なくなっていますからですけれども、それでもやっぱり見通しで暗いという道路がたくさんあります。そこら辺もぜひ拾ってさしあげていただければと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

65ページ、2目予防費、13節使用料及び賃借料の減額なっている部分ですが、タクシー使用料の188万2,000円という大きい額なのですが、このどういったタクシーの使用料だったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

65ページの2目の13節使用料及び賃借料の中のタクシー使用料につきましてでございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種で、各2つの医療機関をお願いいたしまして実施したところでございますが、その医療機関からおいでいただくのにタクシーを利用させていただきたいと思ひまして、予算化させていただきました。

しかしながら、どちらの医療機関も、先生ご自分でおいでになるということで、後半に1つの医療機関で看護師さんがタクシーで、冬場の運転もあるということで若干利用したところですが、ほぼタクシー利用せず先生方においていただいてご協力をいただいたということで、この減額をさせていただいております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

68ページの6款1項3目ですか、18節の多面的機能支払交付金が519万9,000円減額になっておりますけれども、これは交付をしなかったのですか、それとも、その多面的の事業者たちから要らないと言われたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

68ページの18節負担金補助及び交付金のところの多面的機能支払交付金519万9,000円の減でございますけれども、こちらの部分につきましては、施設の長寿命化活動に対する部分、予算でいえば100%を見ておりましたけれども、国の交付金が実際49.5%しかもらえないというようなことで、そちらの交付金のほうの支払いには至らないというところでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第17、議案第18号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第18号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の92ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税603万3,000円の減、一般被保険者国民健康保険税の減額でございます。

4款県支出金、1項県補助金1,135万4,000円の減、保険給付費等交付金の減額でございます。

6款繰入金358万1,000円、1項他会計繰入金450万8,000円の減、一般会計繰入金の減額でございます。2項基金繰入金808万9,000円、財政調整基金繰入金でございます。

8款諸収入、2項雑入370万6,000円、一般被保険者第三者納付金等でございます。

歳入合計補正額1,010万円の減額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費20万円の減、一般管理費の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費477万7,000円の減、一般被保険者療養給付費でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費192万1,000円の減、特定健康診査等事業費の減額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金680万3,000円の減、財政調整基金積立金の減額でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金360万1,000円、保険給付費等交付金償還金の増額でございます。

歳出合計補正額1,010万円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第18、議案第19号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長 (千葉光祉君)

議案第19号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書の102ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料93万5,000円の減、普通徴収保険料等の減額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金305万7,000円の減、保険基盤安定繰入金等の減額でございます。

歳入合計補正額399万2,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費4万円の減、一般管理費の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金395万2,000円の減、後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

歳出合計補正額399万2,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第19、議案第20号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第20号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

議案書108ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料668万8,000円の減、入館料等の減額でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金806万円、一般会計繰入金の増額でございます。

4款諸収入、2項雑入253万円の減、食堂売上料等の減額でございます。

歳入合計補正額115万8,000円の減額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費115万8,000円の減、報酬及び職員手当等の減額でございます。

最終合計補正額115万8,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番(猪岡須夫君)

111ページの歳入4款2項1目、1節雑入で消費税還付金13万1,000円というのが起きているの

ですけれども、これ説明してください。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

こちらの消費税還付金につきましては、令和3年度分として還付になった金額でございます。
以上です。

議 長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

112ページです。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の健康福祉交流館活性化調査委託料が2万円減額されています。これは何ですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

200万円の予算に対して、契約した金額が198万ということになりましたので、その不用額2万円を減額したものでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

これ、いつ契約したのですか、この金額で。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

令和4年9月1日です。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第20、議案第21号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長(菊地隆一君)

議案書115ページをお開きください。

議案第21号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第4号)につきまして補足説明いたします。

それでは、116ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。款項同額ですので項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料230万円、これは主に中尊寺第1駐車場使用料でございます。

歳入合計230万円となります。

続きまして、117ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費30万円の減額、これは職員手当及び共済費の人件費の減額であります。

3款繰出金、1項繰出金260万円、これは一般会計繰出金になります。

歳出合計230万円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第21、議案第22号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、議案書125ページをお開きください。

議案第22号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

126ページをお開きください。

令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1 款下水道事業収益732万1,000円の減、2 項営業外収益、3 目他会計補助金732万1,000円の減。

次に、支出です。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、6 目流域下水道費管理運営費732万1,000円の減。

今回の補正は、流域下水道維持管理負担金の減額に伴う他会計補助金の減額であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第22、議案第23号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、議案書129ページをご覧ください。

議案第23号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

131ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。項目の同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出でございます。

支出です。

1 款水道事業費用 3 万 1,000 円、1 項営業費用、6 目減価償却費 3 万 1,000 円。

2 款簡易水道事業費用 20 万 4,000 円、1 項営業費用、7 目資産減耗費 20 万 4,000 円。

支出合計 23 万 5,000 円。

132 ページに移ります。

資本的収入及び支出です。

収入です。

1 款水道事業資本的収入 3,606 万 2,000 円の減、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債 3,310 万円の減、2 項負担金、1 目負担金 146 万 2,000 円の減、3 項出資金、1 目出資金 150 万円の減。

2 款簡易水道事業資本的収入 3,255 万 1,000 円の減、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債 3,370 万円の減、2 項負担金、1 目負担金 114 万 9,000 円。

収入合計 6,861 万 3,000 円の減。

今回の補正は、主に起債対象工事費及び委託料の減額に伴う企業債の減額の補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第23、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明は既に終えておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

私は、手当を上げるということについて、基本的に反対をするものであります。

特にも特別職は考えを持って意見を言うべきだというふうに言われました。私も、こうしたことを言うために選挙に出ました。

これらの金額の多寡がどんなものであれ、福祉にかけるお金が、予算がない、欲しいというお考えがあります。ですから、少なくあっても、新生児への補助や0歳児から2歳児の保育料無償化への一部になるように、私はこの資源を充てていただきたいと考える所存でございます。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二です。

どなたも賛成討論に立たないようでございますから、討論にならない。賛成の弁を述べさせて
いただきたいというふうに思います。

特別職であろうが、一般職であろうが、その職責、職務に対する労働の対価として、報酬、賃
金は支払われるべきものであります。同時に、それぞれの社会経済、地域経済の動向によって、
例えば、この平泉町内においては、全ての住民に対して、その経済動向や社会動向が直接、間接
を問わずに影響することは、誰の目にも明らかなことであります。しかし、そういう中であつて
も、特別職、さらには一般職を含めて、労働の対価としての賃金、あるいは報酬を引き上げる
ということに対して、その対価をもらう立場のそれぞれの人々は、対価に見合う、そして住民の負
託にしっかりと応えていく、そのことを自らの頭の中に据え置いて、私はこの報酬の引上げにつ
いて反対するものではございません。よしんば反対をする人があるとすれば、その引上げ部分は
法務局にしっかりと供託をすると、それぐらいの決意を持って、こういう審議に臨むべきだろう
というふうに私は思うのであります。

そういう意味からいっても、今度の引上げに関わる部分についてしっかりと住民に説明をしな
がら、そして、その中で言われる住民の声にしっかりと応えていく、そういう議会でありたいと
いうふうに思いますし、行政執行を強く求めて討論としたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第24、議案第24号から議案第30号まで、令和5年度一般会計予算及び特別会計予算並びに

下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

予算特別委員会の審査について報告をいたします。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

予算特別委員会委員長、真竈光幸。

議案第24号、令和5年度平泉町一般会計予算、議案第25号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第26号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第28号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第29号、令和5年度平泉町下水道事業会計予算、議案第30号、令和5年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記議案につきまして、3月13日、14日の両日にわたり審査をいたしました結果、次の意見を付して原案可決すべきものと決定しましたことから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

- 1、物価対策にとどまらず、コスト意識を持って経費節減に努められたい。
- 2、人口減少及び少子化対策について、定住化促進及び子育て環境の充実に努められたい。
- 3、農業政策の立案と推進には、支援が必要なところに届く事業を進められたい。
- 4、「コロナ後」を見据えた観光施策については、世界遺産、日本農業遺産などを活用した観光客の受入れ体制を構築されたい。
- 5、健康福祉交流館については「施設活性化調査」の検証を踏まえ、健全経営に取り組まれたい。

以上、報告をいたします。

議長（高橋拓生君）

これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第24号、令和5年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡です。

原案に反対する立場で意見を申し述べたいと思います。

予算書150ページに示されている昇給の現状について、一昨日、予算特別委員会で申し述べました。

例えば、総務省自治行政局の通知文書、または報告文書等ですけれども、平成25年1月28日に第1号が発出され、昇給について述べられておりますけれども、高位の職員、高齢層の職員の昇給抑制、これが求められております。

そして、令和3年11月24日、第69号、その1は手当を減額するというお話で、令和3年12月会議において私どもに示されました。私は反対しました。その内容は、国は令和4年に遡及して3年分を返納させると、県は12月に返納させると、そうした内容でした。当町は、令和4年度まで越しました。しかし、我々が説明を受けたのは、そこまでです。その2に、給与の適正化という文章が並んでおります。それは、およそ10年前に戻って、やはり高齢層の抑制、それから、その中に、55歳を超える標準成績では昇給を停止させる等の文言が並んでおります。かつ、人事評価は義務であるけれども、岩手県では33自治体中2自治体のみであると、実行されているのは。しかし、任命権者は、人事管理の基礎として活用され、そして、勤勉手当や昇給に反映できない自治体にあっては、一律に勤勉手当や昇給することは法の趣旨に反すると記載されております。そして、この内容を議会や住民に説明する責任を負うと示してございます。

しかし、戻ります、令和3年12月会議、議案43号では、こう説明を受けました。人事院の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職員の期末手当の改定を行うために所要の整備を図るものであり、それ以外の説明がございました。55歳を超える標準成績では昇給停止、高齢層の昇給抑制、令和5年度からの定年引上げのための諸整備をする。そして、それは議会や住民への説明責任を果たせとあります。この昇給、私の手元には4年分しかございませんけれども、いわゆる2号俸昇給、それから8号俸昇給、6号俸はございません。こうした昇給の仕方は、いわゆる一律に昇給させる。4号俸は、それ以外の2号俸、8号俸以外の人たちは、4号俸をそのまま昇給です。これを、10年前から抑制しろと、経済の立て直しが急務であると、誤解するなど、そのためにするのだとあります。

そして、令和4年10月7日、第70号、全く同じです。議会、そして住民に説明する責任があるよということでもあります。人事評価にあっても義務だと。その評価によって、昇給等にきちんとした結果を出せと。勤勉手当や昇給等を一律にする、これは法の趣旨に反すると。法の趣旨であります。地方公務員法第59条、地方自治法第245条の4、技術的助言とあります。それを10年前から行わなければなかった。その影響たるや、よほど資源として福祉に充てられるべきものだったのではないかと考えます。

一朝一夕に改まらないのは存じ上げておりますけれども、一担当者の手元で、職員、議会、また任命権者にそうした文書が示されていると、10年間。結果として、令和5年も昇給すると。私は、こういうことを是正するべきだと考えます。必要な資源を有効に活用するべきであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

令和5年度一般会計予算の採択に賛成の立場から討論を行います。

このたび当局より示された予算は、当町が令和5年度に実施したい事務事業にどれだけの経費をかけるか、それを賄うために必要な財源はどのように調達するか、その金額が示されております。予算は、直接住民の生活を左右する重要なものであり、我々議会は、住民全体の福祉を念頭に置いて審議すべきものと認識しております。

予算編成に当たり、過去5年間に示された総括表、予算の概要、財政状況、財政見通しなどから経年的に見ますと、財政健全化指標の実質公債比率、将来負担比率が、当初の予測より抑えられております。一方、財政調整基金は年々減少傾向にあります。コロナ対策として地方交付税の増額や臨時特例交付金などで賄われたものもあり、一定の額を維持しております。これは、当町が事業経費を厳しく見積り、手堅い予算編成を行ってきたものと評価できます。

令和5年度予算は、令和4年度に続き、人口減の課題に対して、若者の雇用創出、定住化対策に重点配分され、効果も期待されております。あわせて、基幹産業である農業者への支援や物価高騰への対応、町の未来を託す子ども政策など、限られた財源ではありますが、知恵と工夫で最大の効果を上げることが求められています。

令和3年度がピークの投資事業の転換から、今後続く起債償還を見据えて、町民の福祉向上のため、引き続き手堅い財政運営を求め、予算原案に賛成の討論といたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

続いて、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

予算に賛成の立場から討論をしたいと思っております。

反対の意見の中では、俸給問題、職員の賃金に関することがありました。先ほども討論にあったように、予算全体についてどういうものかということが大事だと思うのであります。

例えば、一般会計で言いますと、子育て支援でも図られると。岩手県では新年度、第2子からの保育料無償化も拡大するということで、審議の中では、新年度にはそうしたことへの拡充も図るということも明らかとなりました。また、農業では、新しい分野での野菜の予算も盛り込まれ

ました。コロナ禍を見据えて、観光分野では、積極的に観光の大きな産業の町としても積極的な予算も組まれたと思います。

そうした中で、私は賛成の立場といたしましたし、様々な全ての分野にわたって文句なしといえますか、問題なく賛成ということではなくて、予算特別委員会でもいろいろな意見が出たところでもあります。だからこそ、審査意見の中でも5つのことが盛り込まれたところでもあります。

例えば、ずっと議論があった健康福祉交流館については、昨年の予算審議の中でも、構造的に分析を進めという意見が付されました。今度の意見では、この間の施設活性化調査の検証を踏まえて健全経営に取り組まれないという意見も付されたところでもあります。

こうしたことも踏まえても、ぜひともこの予算は賛成という立場で皆さんの賛成を求めて、私の賛成討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

次に、議案第27号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和5年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論はあ

りませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和5年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第31、議案第31号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、追加議案、補正案件1件につきまして説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第31号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第1号)でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,725万2,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第31号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、このたびの補正予算につきましては、令和5年度当初予算編成後に、令和5年度における新型コロナワクチン接種の実施方針が厚生労働省から示されたことや岩手県から保育料無償化の実施方針が示されたことなどに伴いまして、平泉町におきましても察急に事業実施に必要な予算を計上するため、今議会に追加議案として提案させていただくものでございます。

議案書4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金326万7,000円の減、これは保育料現年度分の減でございます。

14款国庫支出金9,938万2,000円、1項国庫負担金2,588万円、2項国庫補助金7,350万2,000円、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

15款県支出金、2項県補助金163万3,000円、これはいわて子育て応援保育料無償化事業費補助金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金350万4,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額1億125万2,000円でございます。

次に、5ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費181万3,000円、これは企業立地資金利子補給補助金でございます。

3款民生費、2項児童福祉費103万3,000円、これには住民情報システム改修委託料100万円が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費9,840万6,000円、これには新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,963万円が含まれております。

歳出合計補正額 1 億125万2,000円でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。着席での休憩といたします。

休憩 午後 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 5 6 分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第32、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案であります人事案件1件の説明をさせていただきます。

議案書その3の3ページをお開き願います。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

氏名、千葉博昭。

住所、生年月日については記載のとおりでございます。

この諮問案件は、千葉博昭委員が令和5年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き千葉博昭氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

諮問第1号を採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案に異議のないことを答申することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第33、発議第2号、平泉町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第2号。

令和5年3月16日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、平泉町議会議員、阿部圭二議員、升沢博子議員、氷室裕史議員、大友仁子議員であります。

平泉町議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

4ページをお開き願います。

平泉町議会の個人情報の保護に関する条例の概要について説明いたします。

この条例は、第1章から第6章までの57条で構成しております。

第1章は総則として、第1条では目的を、第2条では条例中の用語について定義しています。

第3条では議会の責務として、「議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」と定めています。

第4条から第16条までの第2章では個人情報の取扱いを定め、第3章の第17条では個人情報ファイルについて、第18条から第46条までの第4章には、議会が保有する自己の個人情報について開示、訂正及び利用停止等の請求ができる権利について定め、また、その請求の手続について定めています。

第47条から第52条から成る第5章雑則では、第47条で適用除外を、第48条で開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等を、第49条で個人情報等の取扱いに関する苦情処理を、第50条で審査会への諮問を、第51号で施行の状況の公表を、第52条で、この条例の実施に関し必要な事項は議長が定めるとしております。

第53条から第57条からなる第6章では、罰則を定めております。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

25ページをお開き願います。

提出の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第34、発議第3号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

発議第3号。

令和5年3月16日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者は、議会運営委員会委員長、佐藤孝悟でございます。

平泉町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。

27ページをお開き願います。

平泉町議会会議規則の一部を改正する規則。

改正内容の説明をいたします。

第39条中「第76条」を「第77条」に改める。

第40条中「第75条」を「第76条」に改める。

第111条第2項ただし書中「第96条」を「第97条」に改める。

第124条第3項中「第119条」を「第121条」に、「第120条」を「第122条」に、「第121条」を「第123条」に改める。

第126条の見出し中「（会議録に記載しない事項）」を「（会議録の配布）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するという内容でございます。

提出の理由は、会議録に記載しない事項等について、現状に合わせた条文の整理を行うため、所要の整備を図るものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第35、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

令和5年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会などについては、別紙「議員派遣一覧表」のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、令和5年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和5年平泉町議会定例会3月会議を閉議いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕